

職務に関する元職員働きかけ対応要綱

制 定：平成28年3月22日

(目的)

第1条 この要綱は、職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。)が、その職務に関して元職員(西宮市職員であった者をいう。以下同じ。)から受ける働きかけについて、記録、報告及び情報共有の手続を定め、組織として適切な対応の徹底を図るとともに、市政に対する信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において働きかけとは、元職員が職員にその職務上の行為をさせるように、又はさせないようにするために、要望、相談、苦情等を面談、電話等により当該職員に伝えることをいう。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 法令、条例等の規定に基づく聴聞等の公式の場及び市議会の本会議、常任委員会等の公開の場でなされたもの
- (2) 陳情書、要望書、依頼書等の書面でなされたもの
- (3) その働きかけの対象となる行為が、働きかけを受けた職員にとって適正な職務の執行と考えられるもの

(記録及び報告)

第3条 働きかけ又はその疑いのあるものを受けた職員は、その者に対して職務に関する元職員働きかけ対応記録票(別記様式。以下「記録票」という。)を作成する旨を告知するものとする。

- 2 職員は、働きかけ又はその疑いのあるものを受けたときは、速やかに記録票を作成し、所属長(当該職員が所属する課等の長をいう。以下同じ。)に当該記録票を提出して報告しなければならない。
- 3 所属長は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告を行った職員に対し、必要な助言又は指示を行うとともに、その直属の上司に報告しなければならない。
- 4 所属長は、第2項の規定による報告を受けたときは、働きかけ又はその疑いのあるものについて、当該記録票により人事担当課長へ報告しなければならない。
- 5 職員は、記録票を作成するときは、事実と誤りがないよう正確に記載するものとし、働きかけ又はその疑いのあるものを行った元職員から記録内容について確認を求められたときは、記録票を提示するものとする。
- 6 職員は、前項の規定による提示の結果、訂正を求められた場合において当初の記録内容が錯誤又は事実誤認によるものであると判断したときは、所属長と協議の上、記録内容を訂正して、再度提示するものとする。
- 7 前各項の規定は、課等の長以上の職にある職員が働きかけ又はその疑いのあるものを

受けたときについて準用する。この場合において、第2項から第4項まで及び前項中「所属長」とあるのは「直属の上司」と読み替えるものとする。

(措置)

第4条 人事担当課長は、前条第4項の規定による報告を受けたときは、人事担当局長及び人事担当部長に報告するものとし、重要な案件であるときは、市長及び副市長に報告するとともに、働きかけの内容に応じて組織として必要な措置を講じなければならない。なお、講じられた措置については、記録票に記載するものとする。

(情報の公開)

第5条 記録票は、西宮市情報公開条例（昭和61年西宮市条例第22号）第6条に規定する情報公開請求があったときは、速やかな開示ができるよう整理しておかなければならない

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

局長	総括室長	部長	課長	係長	係
人事担当局長	人事担当部長	人事担当課長			

様式第1号

職務に関する元職員働きかけ対応記録票

年 月 日

対応日時	年 月 日					
	午前・午後		時	分頃	～	午前・午後
対応手段・場所等	手段： <input type="checkbox"/> 面談 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 電子メール					
	<input type="checkbox"/> 手紙・はがき <input type="checkbox"/> その他（ ）					
	場所：（ ）					
相手方	氏名					
	住所					
	電話番号			年齢		
	職業・所属			離職時の職		
告知	<input type="checkbox"/> 相手方へ告知済 ⇒ <input type="checkbox"/> 了解済 <input type="checkbox"/> 了解なし <input type="checkbox"/> 相手方へ未告知（理由：					
内容確認	<input type="checkbox"/> 相手方から内容確認要求あり ⇒ <input type="checkbox"/> 了解済 <input type="checkbox"/> 了解なし <input type="checkbox"/> 相手方から内容確認要求なし					
対応職員	所属：	職名：	氏名：			
	所属：	職名：	氏名：			
	所属：	職名：	氏名：			
働きかけの内容						
対応の内容・対応方針						
組織として講じた措置						